

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の告示

旧アルファビゼン跡地活用基本構想策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により技術的に最適な者を選定する手続（以下「本件手続」という。）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び備前市契約規則（平成 17 年備前市規則第 47 号）第 5 条の規定により告示します。

令和元年 8 月 28 日

備前市長 田原 隆雄

### 1 業務概要

- (1) 業 務 名 旧アルファビゼン跡地活用基本構想策定業務委託
- (2) 業 務 内 容 特記仕様書（案）別添 1 のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで

### 2 参加資格

本件手続に参加することができる者は、以下に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30・31 年度備前市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿において「地区計画及び地域計画」若しくは「都市計画及び地方計画」の業種に登録されていること。
- (3) 備前市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。

### 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

#### (1) 配置予定の技術者の経験及び能力

資格取得後の実績年数、類似業務の実績、過去の受賞歴

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

#### (1) 配置予定の技術者の経験及び能力

資格取得後の実績年数、類似業務の実績、過去の受賞歴

#### (2) 業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

### 5 手続等

#### (1) 担当部局

〒705-8602 岡山県備前市東片上 126 番地

備前市総務部施設建設・再編課

電話 0869-64-1877 FAX 0869-64-3845

E-mail bzshisetsukensetsu@city.bizen.lg.jp

#### (2) 説明書等の配布期間、場所及び方法

##### ア 配布期間

令和元年8月28日(水)から同年9月5日(木)まで

##### イ 配布場所及び方法

備前市ホームページ (<http://www.city.bizen.okayama.jp/>) から入手すること。

#### (3) 参加表明書、参加資格の確認書類等(以下「参加表明書等」という。)の提出期限、提出場所及び提出方法等(詳細は参加表明書等及び技術提案書等説明書を参照すること。)

##### ア 提出期限

令和元年9月5日(木)(受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。)

##### イ 提出場所及び提出方法

(1)の場所に持参または、郵送(受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)とする。

なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

ウ 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
① 表紙	様式 1	1 部	9 部
② 管理技術者の経験及び能力	様式 2	1 部	9 部
③ 主任技術者の経験及び能力	様式 3	1 部	9 部
④ 協力事務所の名称等	様式 4	1 部	9 部

※それぞれをクリップ止めで提出すること。ただし、資格の写し等の説明書類は 1 部のみとする。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、FAX にて同確認書を送付するので、到着後、電話にて（1）の担当部局へ連絡すること。

オ 質問の受付及び回答

参加表明書等提出についての質問は、文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参又は FAX とする。（FAX の場合は送信後に確認の電話をすること。）なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付担当課：（1）担当部局に同じ。

②質問の受付期限：令和元年 8 月 30 日（金）（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。）

③質問の回答：令和元年 9 月 3 日（火）午後 5 時までに備前市ホームページに掲載する。

（4）技術提案書、証明書等（以下「技術提案書等」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法等（詳細は参加表明書等及び技術提案書等説明書を参照すること。）

ア 提出期限

令和元年 10 月 9 日（水）午後 5 時まで（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。）

イ 提出場所及び提出方法

（3）イに同じ

ウ 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
⑤ 表紙	様式 1	1 部	9 部
⑥ 業務実施方針及び手法	様式 5	1 部	9 部
⑦ 評価テーマに対する業務実施方針及び手法	様式 6	各 1 部	各 9 部

※それぞれをクリップ止めで提出すること。

エ 提出書類の受領確認

(3) エに同じ

オ 質問の受付及び回答

技術提案書等提出についての質問方法及び受付担当課は(3)オと同じ

①質問の受付期限：令和元年9月18日(水) (受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までの間とする。)

②質問の回答：令和元年9月25日(水) 午後5時までに備前市ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、保証人の保証、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) 担当部局に同じ。
- (6) 詳細は、説明書による。